

## 県総体期間中の気象状況による警報発令時等の対応について

### 鳥取県高等学校体育連盟

---

#### 1. 気象状況による警報が発令された場合の対応

- (1) 大会当日午前5時30分の時点で、次の警報が発令されている場合は、中止及び日程変更を原則とする。
  - ①大雪・大雨・暴風雪・暴風・洪水・浸水・雷・土砂災害の各警報
  - ②雷・津波・高潮・波浪の各警報（水上で行う競技種目）
  - ③PM2.5が140 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （各1時間値で170 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超）の場合
- (2) ただし、以下の条件が全て満たされる場合は、時間変更による実施の可能性を協議する。
  - ①早い時間に警報解除の可能性が高い。
  - ②大会役員・チームへの連絡網が整備され、連絡確認が確実に行える。
  - ③大会参加者の安全確保を最優先として、自宅・宿舎に待機し、移動は警報解除後とする。
  - ④その後、準備を行い競技実施が可能である。
- (3) 上記(1)(2)の判断基準参考例
  - ①大会初日で各地区からの移動が多い場合は、中止を原則とする。
  - ②2日目以降でも大会参加チームの多くが宿泊を伴わない場合は（特に中部開催の場合）、中止を原則とする。
  - ③2日目以降で出場チームが宿泊をしているために、移動に大きな支障が出ない場合は、待機・時間変更による実施の協議対象とする。ただし、警報発令中の移動は禁止とする。
  - ④大会参加者数が少なく、待機状態からの連絡確認が確実に行える競技は、実施の協議対象とする。
- (4) 上記(1)(2)における日程変更・時間変更は、各専門部の状況を考慮し、県高体連事務局（会長・理事長）が協議し決定する。
- (5) 午前5時30分以降に警報が発令された場合、各専門部はその時点で競技を中止し、参加者の安全確保につとめる。また、高体連事務局へ競技中止の報告を速やかに行う。その際、その後の時間変更及び日程変更の原案を高体連事務局へ提示し、承認を得る必要がある。

---

#### 2. 気象状況による注意報が発令された場合の対応

- (1) 競技実施が不可能な場合の日程変更及び時間変更等については専門部長を責任者とし、各専門部で協議し決定する。
- (2) 決定された内容については、高体連事務局に速やかに連絡する。
- (3) PM2.5に関しては、暫定指針値70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ （各1時間値で85 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超）を注意報扱いとする。

---

#### 3. 連絡・確認を速やかに伝えるため、以下の連絡網を整備しておく。

- (1) 県高体連事務局 県教育委員会・加盟各高校・各専門部との連絡
  - (2) 各専門部 大会役員・各校顧問との連絡
  - (3) 顧問 部員生徒・保護者との連絡
- 尚、県高体連から各加盟校等への連絡及び情報提供は、鳥取県高体連HPで行う。  
県高体連HP URL <http://www.tottori-koutairen.net/>

---

#### 4. 日程変更等について

- (1) 日程変更をする場合の競技日は、原則として代休日とする。
- (2) 日程変更に伴い、予備日のない競技の会場決定については、各専門部と高体連事務局とで協議し、確保に努める。
- (3) その他、不測の事態が生じた場合は、別途協議する。

---

#### 5. 他の大会について

その他の県高体連主催各種体育大会の開催についても、本要領に準じて行うこと。ただし、その際の日程変更及び時間変更は、専門部長を責任者として専門部内で協議し決定する。そして、決定内容を速やかに高体連事務局へ報告する。

平成16年4月22日 確認

平成24年4月26日 全面改訂（平成23年9月15日専門委員長会議にて確認）

平成25年4月24日 改訂及び追加（1（1）③及び2（3））